

令和4年度 第4回

京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年2月24日（金） 午前11時～午後12時15分
- 2 場 所 京都市役所 本庁舎4階 正庁の間
- 3 出席委員 山田会長、渡辺副会長、飯田委員、小林委員、渋谷委員、鈴木委員、多田委員、長沢委員、松塚委員、宮村委員、結城委員

4 審議事項

(1) 「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書

令和4年8月5日付けで京都市長から諮問があった「予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書について、同年11月14日に開催した点検部会において点検を実施した旨の説明を事務局から受けた後、その点検結果を踏まえ、同評価書の記載内容が妥当である旨の答申を確定した。

(2) 「介護保険事務」に係る特定個人情報保護評価書

令和4年11月2日付けで京都市長から諮問があった「介護保険事務」に係る特定個人情報保護評価書について、同年11月14日に開催した点検部会において点検を実施した旨の説明を事務局から受けた後、その点検結果を踏まえ、同評価書の記載内容が妥当である旨の答申を確定した。

5 報告事項

(1) 令和4年度 個人情報取扱事務の開始届等の状況

事務局から資料に基づき説明を受けた後、一部の事務については記載内容を確認した。

(2) 令和4年11月市会の審議結果及び京都市個人情報保護条例の改正に伴う京都市個人情報保護条例施行規則等の改正について

事務局から資料に基づき説明を受けた後、質疑を行った。

(主な発言内容)「○：委員、→：事務局」

○ 施行規則について、新条例で定めた個人情報管理責任者は各所属の課長が担うこととするがあるが、個人情報の漏えい等が発生した場合、個人情報管理責任者はどのような対応をとるのか。

→ 現行条例でも個人情報管理責任者を定めており、個人情報の漏えい等が発生した場合の対応については、現行の仕組みを維持することとなる。具体的には、所属の中で漏えい等の事故を把握した際は、直ちに個人情報管理責任者である各所属の課長に課内報告するとともに、行財政局コンプライアンス推進室及び個人情報保護制度所管の総合企画局情報化推進室情報管理担当に報告することとなっている。

漏えいにあった本人に対し、事情の説明と謝罪、善後策の伝達という動きになるが、この対応者として、個人情報管理責任者である課長が役割を担う。または、比較的、被害の程度が小さい漏えい等であれば、課長本人ではなく、部下が説明役となるが、その指揮命令として課長が責任者となり動く。

新条例や施行規則の条文の意味としては、このような動きは新制度でも維持されるということである。

- 災害があった時を想定し、平時から「避難行動要支援者名簿」が各地域で作成されている。また、被災時には、様々な業務が錯綜し、個人情報に関する事故も起こりやすい状況になる。災害における個人情報の管理と、個人情報管理責任者との関係性はどのようなものか。
- 「避難行動要支援者名簿」に関しては、個人情報保護法等の例外的な事項として、条例に基づき、支援を要する方の氏名等が共有されている。また、ひとたび大規模災害が起こった時には、市立小学校等を中心に避難所が開設され、避難者の親族等からの個人情報に関する問合せも急増する。京都市ではこれまで災害に起因した個人情報の漏えい事故の事案はないが、様々な状況であっても、情報の適正な管理は求められる。避難所の運営事務については、平時から、どういう職員構成でどの業務を担うのか分担がシミュレーションされており、避難所が開設された時には、平時と同様に課長級を中心に業務判断の責任者が設置される。もし、個人情報の漏えい事故が起こったら、その方が一義的に対応の責任を持つし、それは、避難所で物資の紛失事故等が起こった時の責任の所在も同様である。
- 委託先において個人情報の漏えい等が発生した場合も同様の取扱いで間違いはないか。
- そのとおりである。責任の所在は委託契約をした所属にあり、当該所属が委託先への監督ができていたか問われることになる。事故があった際には、個人情報管理責任者である課長が対応することとなる。

(3) 令和5年度以降の個人情報保護制度について（開示手続、個人情報ファイル簿、行政機関等匿名加工情報、今後の審議会のあり方等）

事務局から資料に基づき説明を受けた後、質疑を行った。

（主な発言内容）

- 郵送による個人情報の開示請求について、対面での申請を推奨することとするところがあるが、今回の運用見直しで請求者の利便性が高まったところ、強く推奨することは望ましくない。
- 個人情報の開示は、本人が欲しい情報を書いて郵送することで事務が前に進んでいくとは限らず、文書保有課との間で、どのようなファイルを持っているか、協議、調整しながら、文書特定する段取りが重要な工程である。市内等の近隣にお住まいの方については、これまでどおり、来庁により、協議、調整を経て請求書を書いてもらうことが、請求者の利益になることもあり、対面での申請を推奨したいという意味である。
- 現行制度においても、遠隔地に居住する方や病気その他やむを得ない理由がある方に対しては、郵送対応を行っており、請求者の状況を聞いた上で、事情を抱える方については、来庁を勧めず、すぐに郵送請求を伝える運用はできる。
- 来庁を望まない理由は様々あり、外形上は近隣に住んでいても精神的な障害等で来庁が難しい人もいる。市民から相談があった時は、様々な立場の方に配慮して、適切に案内していくことが大切だと考える。
- 行政機関等匿名加工情報提供制度について、提供を受けた事業者が、匿名加工情報を第三者に転売するというスキームは認められるのか。

- 匿名加工情報の提供に当たっては、提供先の事業者に欠格事由が設けられている等、提供先が信頼に足るかを自治体が審査したうえで提供することを予定しており、その事業者内部で活用することを想定しているため、事業者が匿名加工情報をそのまま横流しで第三者へ転売することは認められない。
- 匿名加工情報の提供に当たって、まずは転売を認めないという姿勢を明確にしておくべきではないか。
- 国のガイドラインにおいて、自治体と事業者間の契約書のひな型が示されているが、このひな型では、法の趣旨を受けて、匿名加工情報の提供を受けた事業者はそのデータベースをそのまま第三者へ提供してはならないという条項が置かれており、本市でも同様の利用条件を設けることとする。
- 匿名加工情報を論文や学会での発表等の学術研究に活用することは認められると思うが、一方で、民間のシンクタンク等が匿名加工情報に基づいたレポートを作成し、第三者に販売するようなスキームの場合はどうか。
- 匿名加工情報を学術研究に活用することは、「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するもの」であるため認められる。
- また、提案内容を精査する必要があるが、民間のシンクタンク等であっても、基本的には、大学などの学術研究機関と同様である。
- しかし、極端な例で言えば、匿名加工情報に事業者が多少の手を加え、我が社が作った商品だとしてそのレポートを第三者へ販売することもあり得る。匿名加工情報に基づくレポートそのものを商品として販売するというスキームは、場合によっては、それ自体が「新たな産業の創出」等に資するものとは言いがたく、その意味で、法及び市条例が直接に想定していないといえる。また、匿名加工情報を得た事業者がどの程度手を加えるかについても市による把握が困難だと考えられる。
- これらの諸点を重視するならば、例えば、実体的には契約前の審査において、あるいは形式的には契約書の中で、そのようなスキームに一定の歯止めをかけるという方策もあり得るのではないか。もっとも、歯止めを置くことの効果については、その時々を経済社会状況に照らして、適宜、必要性や相当性の検証が求められることになるだろう。
- 詳細の制度設計はこれからであり、このような論点も考えていきたい。
- 匿名加工情報の提供に関しては、事業者の単純な転売は法の趣旨に合わないだろう、また、多少加工したレポートを作成して他社に販売していくスキームはどうかという観点での意見が出たが、市において加工の程度を確認することは難しい。また、仮定の話ではあるが、今後のデータ利活用の手法として、深層学習によるモデルの作成・販売も考えられる。本制度は、個別の案件について審査し提供するため、市において判断に苦しむことがあれば、まず個人情報保護委員会に質問することになるが、必要に応じて審議会での議論にもなる。
- よって、事業者の単純な転売は、安易な形での収益性重視の提案であるという面が否めず、多少加工したレポートの作成・販売についても、現状は法の趣旨に照らして慎重な取扱いにすることとしておいたほうが良いのではないか。
- (他の委員から反対の意見なし)
- それでは、審議会として、匿名加工情報に多少の加工を行ってレポート販売していくような提案については、今後、本制度の内規を設けていくに当たり、低評価に該当する設計が望ましいとの意見を提出する。

6 今後の予定

来年度から新しい個人情報保護制度の運用を開始することについて、3月1日発行の市民しんぶん3月号で広報する旨の連絡があった。

令和5年度第1回審議会は、令和5年6月頃を開催することとした。